

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
倉敷市	玉島北園芸協会桃部会	令和3年3月25日	令和5年3月23日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	100.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	100.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	40.1ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	36.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

新規就農者が急速に増加したため、新規就農者用の園地が不足している。
生産者の約6割が70代以上の高齢農家であり、離農による供給力の低下と産地の縮小が懸念される。
さらに、桃の生産は天候の影響を受けやすく、生産量が不安定であるため、産地として安定生産・安定供給が求められる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

園地の利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。小規模で高齢な生産者が多く、リタイヤ農家の園地の流動化や新規開拓により、新規就農者用の園地の確保を促進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

新規就農者の受け入れ

高齢農家の離農による産地規模の縮小を防ぐため、継続的な新規就農者の受け入れ態勢の強化を図る。新規就農者が研修後にはみやかに就農できるよう関係機関と連携し、園地の確保に取り組む。

5 中心経営体

別紙のとおり